

令和5年度「水産物」「こんぶ」「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」及び「あじ」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

意見概要	御意見に対する考え
<p>申請の際の提出書類において、法人の場合については法人番号の記載を行う欄を設けるようにされたい。(輸入(承認・割当)申請書でも良いのではあるが。)</p> <p>・理由 法人番号の記載があった方が(経済産業省以外も含めた)行政事務の向上が見込め、また事務における幾分かの公正性の向上もあるはずであるから(法人の存在等に関する不平等の問題が自動的に無くなり、また行政による確認機能等の向上によって不正の発見可能性も増大するであろうから。)。 輸出入事務に関しては国内のみならず国際的にも公正性の確保を行っていく必要があるが、法人番号の使用は国際秩序の確保にも資すると思われるものであるため、その利用を行うようにされたい。</p>	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。 輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>